

報 第 6 号

専決処分報告について

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
を改正する条例)

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)2月2日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第6号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

本市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）1月10日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の規定」を「第243条の2の7の規定」に、「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

新潟県条例第23号(令和2年3月23日開港するに係る賠償責任の一部を免る条例)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第<u>243条の2の7の規定</u>に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第<u>243条の2の規定</u>に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部を定めるものとする。</p>